

特殊教育に関する親の権利

(3 歳から 21 歳まで)

セーフガード手順についての通知

2008 年 6 月



国防総省教育活動

4040 North Fairfax Drive
Arlington, Virginia 22203-1635

www.dodea.edu

本資料は下記のDoDEA特殊教育ウェブサイトより入手可能です

<http://www.dodea.edu/curriculum/specialEduc.cfm?cType=se&cId=info>



ご両親の皆様へ

国防総省教育活動 (DoDEA) の使命はすべての児童・生徒に国際舞台で成功するための高水準な教育プログラムを提供することです。私たちは質の高い教育を平等に提供することで、すべての子供が学校で最大限の能力を発揮し、学習効果を上げることができると確信しています。

DoDEA は、障害のある生徒に無料で適切な学校教育を提供し、その教育措置およびサービスは個別のニーズに即して最も制約の少ない環境で、システムの指導方針に従って決定されます。DoDEA は必要に応じて障害のある子供、英語が堪能でない子供、特殊な能力や適性を持つ子供、その他特殊なニーズを持つ子供を含めてすべての子供が一般教育プログラムに参加するインクルージョン教育 (包括的教育) に力を入れています。

この特殊教育に関する親の権利は、私たちが協力し合い、障害のある子供が自分の可能性を最大限発揮することを手助けするために、ご両親にセーフガードの手順をより深く理解してもらうために作成されたものです。

目次

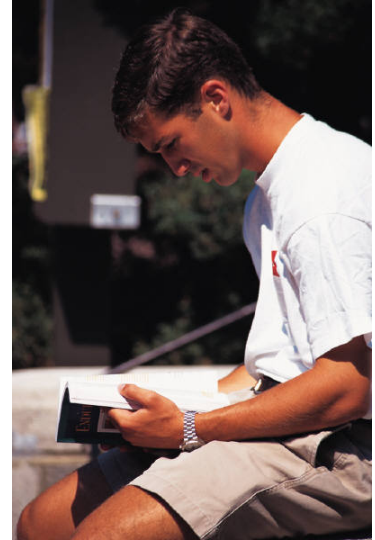
はじめに.....	2
追加情報.....	2
親の参加.....	3
親の同意.....	3
書面による事前通知.....	4
教育記録へのアクセス.....	5
独立した機関による教育評価.....	5
学校での懲罰および暫定的な代替教育環境の設定.....	6
優先的な適法手続きによるヒアリング.....	8
一方的な教育措置.....	9
成年.....	9
弁護士/代理人を伴う権利.....	9
紛争の解決.....	10
適法手続きによるヒアリングの開始.....	11
民事訴訟.....	14
弁護士費用.....	14
おわりに.....	15

はじめに

この冊子は、就学前から 21 歳までの障害のある子供を持つ両親に向けて、特殊教育に関する教育権についての概要を説明したものです。この冊子は、親または代理親のための親の権利に関する DoDEA 通知です。

この親の権利に関する通知は少なくとも年 1 回、および下記の場合に提供されることが義務付けられています：

- 親がコピーを要求した場合
- 親が評価を要求した場合
- 初めて適法手続きによる異議申し立てが行われた場合
- 子供に特殊教育の評価を受させるよう初めて照会された場合
- 学校が子供に対して教育措置を変更するような懲戒処分を行うと決定した場合



追加情報

DoDEAの特殊教育プログラムおよびサービスは 2005 年 4 月 11 日付、国防総省訓令 1342.12、”国防総省職員の被扶養者のうち、有資格者に対する早期介入および特殊教育サービス”に関連して提供されます。この訓令は下記ウェブサイトより入手可能です：
<http://www.dodea.edu/curriculum/specialEduc.cfm?cType=se&cId=res>

DoDEA ケーススタディ委員会 (CSC) とは特殊教育専門家、普通学級の教師、関連するサービス担当者、責任者、そして親であるあなたから混成される包括的なチームを意味します。達成すべき活動目標によって、CSC 形成に必要なメンバーは変化します。CSC は学校の特殊教育プログラム、および前述の国防総省訓令 1342.12 下で有資格と

された障害のある生徒に直接関わるすべての活動を監視します。子供が通学する学校の CSC委員会についての詳しい情報は、学校関係者にお問い合わせください。

子供の教育プログラムに関する詳しい情報は、まず子供が通学する学校にお問い合わせください。子供の担任および学校関係者があなたの質問に答え、懸念に対処してくれます。学区の特殊教育プログラムの手続きについての質問は、学区の特殊教育責任者にお問い合わせください。特殊教育責任者は最寄りの学区の教育長事務所にいます。

親の参加

親は子供の認定、評価、および教育措置に関して学校のミーティングに出席し、個別教育プログラム (IEP) の作成に参加する権利があります。

これらのミーティングに直接参加できない場合、電話またはテレビ映像会議により参加することが可能です。通常、学校側が書面で参加を促したにも関わらず親の参加を得られなかった場合を除いて、子供の教育措置は親が参加しない限り決定されません。

親の同意

子供に無料で適切な学校教育 (FAPE) を提供するために、学校関係者が教育サービスの一貫として多くの活動に取り組むためには、書面による親の同意が必要です。DoDEAにとって、親の同意を得るためにはその活動内容を十分に理解してもらうことが重要です。以上の通知を母国語でお求めになる場合、入手可能であるかは学校長にお問い合わせください。

有資格性を判定する初回評価 DoDEAでは子供を評価する前に親からインフォームド・コンセントを得る必要があります。親が初回評価に対して同意しない場合、または同意の要求に対して返答しなかった場合、学校関係者は初回評価を行うために公平な適法手続きによるヒアリングを実施することがあります。

再評価 子供は少なくとも3年に1度再評価を受ける必要があります。ケーススタディ委員会 (CSC) が、子供が特殊教育を継続して受ける資格があるか判定するために正規の試験を実施する必要がないと判断した場合、親には学校よりその決定および理由

が通知されます。その場合でも、親は評価を要求する権利を有します。学校側が子供の再評価を望む場合、親にその同意を求めます。ただし、学校側が適切な手段をとって親の同意を得ようとしたが親が返答を怠ったことが証明された場合、親の同意は必要ありません。

特殊教育プログラムへの最初の編入 (サービス提供) 親がインフォームド・コンセントを提出して初めてDoDEAは子供を特殊教育プログラムへ編入させることができます。親が同意を拒否した場合、学校は子供に特殊教育および関連するサービスを提供してはなりません。

親の同意を必要としない例外事項 次の4つの場合については、親の同意を必要としません: (1)評価または再評価の一部としての、既存の情報の見直し (2)教室内の見学 (3)実施前にすべての子供の親からの同意が必要とされない限り、すべての子供に対して実施されるテストおよび評価 (4)子供のIEPの進捗度を測る物差しとみなされる評価テスト、手続き、または手段の実施。

同意の取り消し 親は子供の評価または再評価に対してDoDEAに書面による同意を提出した後でも、評価活動が完了する前であれば書面による同意を撤回することができます。この撤回に遡及効果はありません。

記録の開示 法律で定められた一部の例外を除き (法執行機関の担当者への提出等)、子供の記録を国防総省外の機関に開示する場合は、親の書面による同意が必要となります。親の同意を求める場合、記録の開示先を明記する必要があります。最も典型的な例では、子供が新しい学区へ引っ越し、新しい学校が子供の学校記録を要求する例があります。

書面による事前通知

親は子供の特殊教育プログラムに関するミーティングに参加する権利に加えて、学校関係者が子供の(a)認定、(b)評価、(c)教育措置、または(d)適切な無料学校教育 (FAPE) に関する規定を開始または変更、あるいは開始または変更を拒否する前に、書面による通知を正当な期間内に受け取る権利があります。

学校からの書面による通知には次の事項が含まれます:



- 学校側が提案または拒否する活動内容
- 学校側がその活動を提案または拒否する理由について
- 学校側がその活動を提案または拒否する根拠として使用した各評価手順、査定、記録、または報告書の内容
- 他に学校側が検討および却下した案、ならびに却下した理由
- その他学校側が提起または却下した案に関連する要因の説明
- 親の権利を理解するのに役立つ情報源および連絡先
- セーフガード手順についての説明およびセーフガード手順についての冊子を入手できる場所についての情報

以上の通知を母国語でお求めになる場合、入手可能であるかは学校長にお問い合わせください。

教育記録へのアクセス

国防総省通達 5400.11-R 「国防総省におけるプライバシー保護プログラム」により施行されるとおり、1974年プライバシー保護法 (PA) (改正合衆国法典第5編 552条 a) の下で、親権者または正式な代理人として、親は子供が通う学区または国防総省学校システムにより収集、維持、または使用される子供の記録を閲覧し、検査する権利を持ちます。プライバシー保護法で管理される記録とは親または子供の名前、あるいは個人用識別番号によりファイルされた記録を意味します。これらの記録には、特殊教育、登録情報、出席状況、健康状態、および懲罰を含めて学校によって管理される部外秘の子供の教育記録が含まれます。

- 子供の記録を保管する学校の近くに住んでいない場合、またはプライバシー保護法で要求する記録が学校の保管しないものである場合、これらの記録は下記住所宛てに署名入りの請求書を提出することで入手可能です: DoDEA FOIA/PA Officer, North Fairfax Drive, Arlington, VA 22203。請求書にはあなたが子供の親であることを明記するか、または子供の法定後見人であることを証明する裁判所からの文書のコピーを添える必要があります (これらの情報が子供の登録データに含まれている場合は必要ありません)。
- 国防総省通達 5400.7-R 「国防総省における情報公開法プログラム」 (<http://www.dtic.mil/whs/directives>) で施行されるとおり、情報公開法 (FOIA) (合衆国法典第 5 編 552 条) の下で、子供の氏名または個人識別番号によりファイルされていない情報を要求する場合、またはプライバシー保護法の条件下で管理されていない情報を要求する場合、これらの記録を入手するには下記住所宛てに署名入りの請求書を提出する必要があります: DoDEA FOIA/PA Officer, 4040 N. Fairfax Dr., Arlington, VA 22203。



いかなる場合にも署名入りの請求書を提出すれば、プライバシー保護法および情報公開法の下に記録を請求することが可能です。ただし、要求する記録の検索が完全に行われるためには、要求する記録について可能な限り詳細に説明する必要があります。

子供の教育記録を入手するための詳しい情報は、学校または学区事務所にお問い合わせください。

独立した機関による教育評価

独立した機関による教育評価 (IEE) とは、資格を持ち、かつ国防総省管轄の学校機関にも学校の評価を実施した教育・発達介入サービス (EDIS) にも所属しない試験官により実施される評価です。

親はいつでも実費で IEE を要求する権利があります。

親が DoDEA 側の負担による IEE の実施を要求した場合、学校システムは不要に遅れることなく下記のいずれかを実施する必要があります:

- 評価が妥当であることを示すために公平な適法手続きによるヒアリングを開始すること、または
- DoDEA の評価基準に適合する IEE を実施するため、DoDEA の予算を確保すること

親が IEE の実施を希望した場合、学校側は第三者としての評価基準をすべて満たしている機関を特定します。ただし、下記の点に留意する必要があります:

学校側が IEE 費用の支払いを拒否し、学校側の評価結果を支持する場合、DoDEA は正式なヒアリングを開始する必要があります。学校側の評価が妥当であるという判定が下りた場合でも、親は依然として独立した機関による評価を実施する権利を持ちます。ただし、その費用は DoDEA は負担しません。



すでに親が IEE による評価を受け取っている場合、DoDEA は公平な適法手続きによるヒアリングの場で、親が独立した機関より入手した評価が DoDEA の基準に達していないことを証明できれば、IEE の費用を回避することが可能です。このような場合、親は評価費用を負担する義務があります。

IEE 所見の考察 公費または私費に関わらず、独立した機関による評価を受けた場合、学校側は子供の FAPE に関する決定の際にその評価結果を考慮します。ただし、IEE による評価を受けたことは必ずしも学校側が IEE の所見に従った決定を下すことを意味しません。CSC は、子供の有資格性、教育措置、IEP、サービス、または適切な無料学校教育に関わる決定を下す際に、入手したすべての情報を考慮する必要があります。

学校での懲罰および暫定的な

代替教育環境の設定

顕在確定審査 子供が連続して 10 授業日を超える停学措置を受ける可能性のある事件に関わった場合、その行動が障害の顕在化であるかを判定するためのミーティングが行われます。ミーティングの際には、子供の評価結果、観察状況、親から提供された情報、子供の IEP、および現在の教育措置を含めた関連情報がすべて見直されます。

親は下記の原因究明のため、ミーティングに参加することを求められます：

- a. 問題となった行動が子供の障害によって引き起こされた、またはその障害と直接的で重要な関係を持つかどうか
- b. 問題となった行動が、学校にとって子供の IEP 実施が失敗だという直接的な結果につながるかどうか

上記 a) または b) に該当すると判断された場合、子供の行動は障害の顕在化であると判断されます。

障害の顕在化でない行動 問題となった行動が障害の顕在化でないと判断された場合、障害のない子供と同じ DoDEA の罰則規定が適用されることがあります。この規定には代替的な教育環境への編入も含まれます。学校はその後も続けて子供に適切な無料学校教育を提供する義務があります。

障害の顕在化である行動 問題となった行動が障害の顕在化であると判断された場合、CSC は機能的な行動解析を実施し、子供の教育措置変更の決定をもたらす行動が起きる前に実行されていなかった場合は行動介入プランを実行します。CSC は打ち立てた行動プランを必要に応じて見直し、修正します。下記に挙げる特殊な状況を除き、学校側は連続して 10 授業日を超えて子供を現在の教育環境から退出させて別の環境へ移したり、停学措置を科したりすることは禁じられています。学校はそのよ



うな措置が終了しだい、子供を現在の教育環境（すなわち退出前の教育環境）へ戻さなくてなりません。

特殊な状況 学校は条件付きで、連続する 10 授業日を超えて子供を現在の教育環境から退出させる権限を持ちます。下記の場合、学校側は子供の懲戒処分が決定された直後に親に通知した上で、障害の顕在化に関係なく、45 授業日を超えない期間、子供を暫定的な代替教育環境へ送ることが可能です。下記の場合とは、子供が学校生活中、学校の敷地内、または学校の管轄下にある行事において：

- a. 武器を所持または携帯した場合
- b. 違法薬物を所持または使用、あるいは規制薬物を販売または売買を勧誘した場合
- c. 他の人物に対して重大な傷害を負わせた場合。

1 学年内に 10 日を超える退出期間中のサービス継続 学校側は、たとえ別の教育環境でも、子供が一般教育カリキュラムに参加できるよう取り計らい、子供が IEP の目標に向かって進歩できるよう、教育サービスを継続して提供する義務があります。子供は問題行動が再発しないように、機能的な行動解析、行動介入サービス、および問題行動に対する矯正を受けることが可能です。

迅速な適法手続きによるヒアリング 下記の場合、迅速な適法手続きによるヒアリングが必要になることがあります：

- (a) 親が子供の教育措置または障害の顕在確定審査の決定に同意しない場合、または
- (b) 学区側が、現在の教育環境に子供を入れておくと当人または他の子供が傷害を被る可能性が高いと判断した場合。

迅速な適法手続きによるヒアリングは迅速なヒアリングの申請書が受理されてから 20 授業日以内に召集される必要があります。ヒアリング責任者はヒアリング後 10 授業日以内に判定を



下します。ヒアリング責任者が他に要求しない限り、親および学校側は、事前の書面による通知、申し立てへの回答、申し立ての十分性に対する異議、解決に向けたセッション、およびヒアリング責任者の任命に関して、適用する期限を半分にして先に説明した手続きに従う必要があります。ヒアリング責任者は、退出処分を受けた障害児童を元の教育環境へ戻す権利、または現在の教育環境に子供を入れておくと当人または他の子供が傷害を被る可能性が高いとヒアリング責任者が判断した場合は 45 授業日を超えない期間で子供を暫定的に適切な代替教育環境へ送るよう指導する権利を持ちます。

懲罰的な退出処分 親および学校側が他に同意しない限り、迅速な適法手続きのヒアリングに従ってヒアリング責任者の命令を待つ間、または連続した 10 授業日が終了するまで、あるいは特殊な状況の場合は連続した 45 授業日が経過するまでは、代替教育環境に置かれていた子供に対する待機処分は暫定的な代替教育環境である必要があります。

一方的な教育措置

一方的な教育措置とは、親が子供をホームスクールプログラム、私立学校、または受け入れ国あるいは州が運営する学校へ入学させると決断することを意味します。この教育措置は、国防総省運営の学校が、同省負担で教育を受ける資格を持つ同省職員の被扶養者（すなわち、有資格の子供）にサービスを提供することが可能な場合、一方的な教育措置であるとみなされます。国防総省運営の学校が有資格の子供に教育サービスを提供できない場合、かつ DoDEA が親に対して有資格の子供を私立学校またはホームスクールプログラムへ入学させることを認めた場合は、当セクションの規定は当てはまりません。



親が一方的に子供をホームスクールプログラムまたは私立学校へ入学させた場合、ヒアリング責任者が DoDEA に対してその教育費を負担するよう命じない限り、DoDEA はその一方的な決断に対して費用を負担する義務はありません。ヒアリング責任者から、親の一方的な決断による教育費用の負担を DoDEA に命じる判定を得るためには、DoDEA のプログラムが子供に適切な無料学校教育を提供できないことを証明する

必要があります。すなわち少なくとも 10 業務日前までに、子供を国防総省運営の学校から退学させる意思、および学校が親の懸念を解決することができなかったこと、ならびに親の一方的な教育措置により私立学校へ通わせることが子供にとって適当だということを知り、これを通知する必要があります。

子供が学校を退学する前に、親は学校より（評価の目的を含めて）子供の評価を実施する意図があることを通知されます。この子供の評価を辞退すると、ヒアリング責任者は教育費の払い戻しを減額または却下する場合があります。親は、学校のプログラムに対する不満および子供を退学させ別のプログラムへ入学させる意思の通知を、少なくとも 10 授業日前に学校へ提出せずに、障害のある子供を国防総省運営の学校から退学させた場合、そのような別の教育費用の払い戻しを受けられなくなる場合があります。

成年

DoDEA では、子供は 18 歳で成年に達するとみなされます。子供が 18 歳になると、あなたが引き続き親の権利を行使することを子供が文書で同意しない限り、または子供が自分の教育プログラムに関するインフォームド・コンセントを提示することが不可能であると所轄官庁が判断しない限り、あなた、つまり親に与えられていた権利は子供本人へと譲渡されます。ただし、子供が成年に達した後も懲戒処分に関する通知は親のもとへ送られます。

弁護士/代理人を伴う権利

親はいかなる場合でも弁護士、または障害のある子供に関して特別な知識を有する、あるいは訓練を受けた人物に相談する権利を持ちます。親が選んだ代理人は親に同席し、学校またはヒアリング責任者、あるいはその両方に対して親の意見を代弁することが可能です。適法手続きによるヒアリングでは、親、または親の代理人は証拠を提出し、証人を反対尋問することが可能です。

紛争の解決

子供の特殊教育プログラムに関して懸念がある場合、まずは子供の担任または特殊教育担当の教師に相談してください。学校レベルでの問題解決は、学校関係者に協力を求めることも可能です。どのような問題でも、解決のためには子供の学校と草の根レベルでコミュニケーションをとりながら取り組むことが常に最善の方法となります。問題が解決しない場合、正式な面談、調停、および/または適法手続きによるヒアリングの要求を含め、解決に向けて更なる手段を講じることが可能です。

面談 通常、面談には学校責任者および子供の担任または指導担当者が同席します。事件を明確にし、問題を解決するためには、担任との会合または面談においても学校との連絡を密にすることが重要です。これらの面談および他の手段での学校との連絡は、親が抱える懸念および解決に向けて特に求めることを事実に基づいて明確に説明したときに円滑に進みます。親は学校関係者と密に協力し、同意しない部分および可能な解決案を明確にする必要があります。

面談の結果、双方が納得する解決に至った場合、学校側は記録のために意見の食い違いおよびそれを友好的に解決した方法について説明するメモランダムを作成します。面談の結果、双方が合意する解決に至らなかった場合、親または学校関係者は書面による調停を要求すること、または調停手続きの権利を放棄し適法手続きによるヒアリングを要求することが可能です。

調停 親と学校が子供の特殊教育サービスに関する意見の相違を乗り越えて合意に達するために、親はDoDEAに対して中立した第三者による調停の場を設定するよう要求することが可能です。この調停手続きは任意であり、独立し、かつ訓練を受け、DoDEAに任命された調停者によって実施されます。親は調停に関する費用を負担する義務はありません。調停者は仲裁人とは異なり、事実の認定をし、当事者に義務を課すことはありません。調停では当事者が手続きを完全にコントロールし、双方が完全に納得する合意を目指すことができます。



調停手続きで討議された内容は部外秘であり、追行する適法手続きによるヒアリングまたは民事訴訟において証拠として使用されることはありません。ミーティングは双方が同意した時間および場所で開催されます。調停で合意に至った場合、国防総省訓令 1342.12 により、当事者は法により強制力を持つ合意書を作成する必要があります。

調停者の一覧は学区教育長事務所、および国防総省公聴・不服申し立て事務所(DOHA) 長官室内にある紛争解決事務所で入手可能です。

適法手続きによるヒアリングの開始 親および学校側が子供の有資格認定、評価、教育措置、IEP、または子供が適切な無料学校教育を受ける権利を含めて意見の相違を解決することが不可能な場合、親または学校は適法手続きによるヒアリングを要求することができます。

適法手続きによる異議申し立て(上訴)が、国防総省公聴・不服申し立て事務所(DOHA)長官に受理されると、独立したヒアリング責任者が任命されます。ヒアリング責任者は、親および子供が居住する地区で適法手続きによるヒアリングを開催し、情報収集およびヒアリングの準備を監督し、ヒアリングを実施します。

これらの手続きを利用して紛争解決を行うためには、下記の手順に従ってヒアリングを開始する必要があります。

通知/申し立て/苦情申し立て ヒアリングの開始を求める当事者は、下記住所へ申し立て書(通知または異議申し立てとも言う)を提出することにより、正規の適法手続きによるヒアリングを実施するためにヒアリング責任者の任命を請求することをもう一方の当事者およびDoHA長官に通知する義務があります: Director of the Defense Office of Hearings and Appeals (DOHA), Post Office Box 3656, Arlington, Virginia 22203。また、親は学校へも申し立て書のコピーを提出する義務があります。適法手続きによる通知が受理されてから 10 業務日以内に、DOHA長官はDOHA行政法審判官をヒアリング責任者に任命します。

提出期限 親または学校側は、苦情申し立ての根拠であり訴えられている行動を親または学校側が知り得た日から 2 年以内に、公平な適法手続きによるヒアリングを要求することが可能です。親は、以下の事由によりヒアリングを請求することが妨害されたと

証明できた場合には、期間を延長して適法手続きによるヒアリングを請求することが可能です:

- (1) 学校側が、親の苦情申し立てに基づく問題は既に解決済みであると特別に虚偽の説明をした場合、または
- (2) 学校側が親に開示されるべき情報を開示しなかった場合

申し立てに必要な情報 申し立て書には次の情報を明記する必要があります:

- 子供の氏名
- 子供の住所
- 子供が通学する学校名

また、次の情報も明記する必要があります:

- 特定された問題ごとに、その性質についての説明
- 子供の教育プログラムに対して提案された、または却下された新規導入案あるいは変更部分についての説明
- 特定された問題ごとに、それに関する事実

苦情申し立て書の例は、学校長室および下記のDoDEAウェブサイトより入手可能です: <http://www.dodea.edu/curriculum/specialEduc.cfm?cType=se&cld=info>。適法手続きによる申し立てをヒアリング責任者および回答する学校に確実に理解してもらうために、学校関係者と合意に至らなかったことの本質、子供の教育に対して違いが生じると考える理由、および要求する特定の救済措置を明記する必要があります。

書面による通知および回答 10 業務日以内にDoHA長官より申し立て書の回答が送付されます:

- DoDEA は親宛てに、苦情申し立て書で取り上げられた問題に対して具体的な回答を送付します。
- 親がこれらの事実に関して既に書面による通知を受け取っていない限り、回答は下記の事項が含ま



れているはずです：親が苦情申し立て書で取り上げた行動に関して学校システムがその採用を提案または却下した理由、CSC が検討した他の選択肢およびそれが却下された理由、その決定の根拠に使用された各評価、手続き、査定、記録、または報告書の説明、およびその提案または却下に関連した要因の説明。

不十分な申し立て 当事者は前述のとおり、DoHAヒアリング責任者に対して、申し立て書（苦情申し立てまたは通知とも言う）が法的十分性を持つのに十分な情報を提供していないと通告する権利を持ちます。ヒアリング責任者は、適法手続きによる通知の十分性に対する異議申し立てを、受理してから 5 業務日以内に判断する必要があります。申し立てに対して当事者が回答した事実は、ヒアリング責任者の前には、申し立て書の十分性に対する異議申し立ての効力を弱めることにはなりません。

解決に向けたセッション（ミーティング） 個別障害者教育法（IDEA）により、親は学校側と面談し適法手続きによる苦情申し立てについて説明する機会を保障され、DoDEA および学校側は親の苦情申し立てを解決する機会を保障されます。適法手続きを要求する親の申し立て書（通知または苦情申し立てとも言う）が DoHA 長官に受理されてから 15 業務日以内に、学校側は解決に向けたセッションを開く義務があります。このセッションは親、苦情申し立て書で取り上げられた事実に関して特に熟知する CSC 関係者、および申し立てに関する決定を下す権利を有する DoDEA 代表者との会談です。親および学校側の双方が解決に向けたセッションの権利を放棄するか、または解決に向けたセッションの代わりに調停に参加することを書面で同意しない限り、解決に向けたセッションは開催する必要があります。長官が申し立てを受理してから 30 業務日を経過しても解決に至らない場合は、ヒアリング責任者は適法手続きによる申し立てを召集することが可能です。

- 不参加 親が解決に向けたセッションに参加せず、かつ親と学校の双方が解決に向けたセッションの権利を放棄して代わりに調停手続きを利用することについて合意に至らなかった場合、適法手続きによるヒアリングを開催することはできません。

- 弁護士の利用 解決に向けたセッションに弁護士を同席させる場合、その費用は償還を認められません。学校側は、親が弁護士を同席させた場合に限り弁護士を同席させることが可能です。
- 拘束力を持つ合意書 解決に向けたセッションで親および学校の双方が合意に至った場合、親および学校代表者は書面による合意書を作成します。これは拘束力のある合意書であり、双方が署名した時点で法的な強制力を持ちます。ただし、署名後も各当事者は合意書を見直し、署名後3業務日以内であれば合意を撤回する権利を持ちます。

適法手続きによるヒアリングの実施 当文書2ページ目に述べられているとおり、適法手続きによるヒアリングを進める前に、権利および義務に関する詳細説明について国防総省訓令 1342.12 を参照してください。

- 評価および他の必要情報の開示 正規の適法手続きによるヒアリングの少なくとも10業務日までに、親および学校側は証人として召喚する専門家の身分および予定される証言内容を相互に開示する必要があります。5業務日以内に、両当事者は適法手続きによるヒアリングで使用される予定の、子供に関する評価および報告書をすべて交換する必要があります。
- 開示 各当事者は、そのような書類または他の証拠を作成するよう相手に要求することが可能です。これらの書類には適法手続きによるヒアリングで証言を依頼する人物のリストを含みます。相手に要求された証拠の開示を怠った場合、ヒアリング責任者はその証拠を適法手続きによるヒアリングで使用することを却下する場合があります。
- 紛争は、正式なヒアリングを通して両当事者がヒアリング責任者の前でそれぞれの主張を述べるか、あるいは書面による記録を基に判定する場合は主張をヒアリング責任者に提出することで審議されます。正式なヒアリングよりも書面による記録を基にした判定を望む場合には、そのことをヒアリング責任者に文書で知らせる必要があります。

- ヒアリングの結果 ヒアリング責任者は適法手続きによるヒアリングの最終時に判定を口頭で伝えるか、またはこのケースを担当してから 50 業務日以内に判定を書面で発行することができます。ヒアリング責任者は、当事者が期間延長を要求した場合、または他の正当な理由があれば判定を下す期間を延長することが可能です。ヒアリング責任者は、適法手続きによるヒアリングの進行中に作成された記録に基づいて審議の判定を下します。

逐語的な記録 適法手続きによるヒアリングの最終審判時に、親は書面または電子媒体によるヒアリングの記録を受け取ることが可能です。

ヒアリング結果に対する行政不服申し立て

当事者はヒアリング責任者の決定を受け取ってから 30 業務日以内に、ヒアリング責任者の決定に対して DoHA 上訴委員会に不服を申し立てる権利を持ちます。上訴状は、前述の申し立て書の提出先と同じく、DoHA 長官へ提出する必要があります。DoHA 長官は、その問題を上訴委員会へ審議にかけます。各当事者は、各論点および論拠を書面で提出する機会が与えられます。上訴委員会は、当事者の立場を擁護するため口頭弁論を命じる場合があります。上訴委員会は、当事者の書面による弁明を受理してから 45 業務日以内に結論を下します。

民事訴訟

どちらの当事者（親または学校）も、DoHA 上訴委員会の決定に不服を持つ場合、（懲戒手順に関するヒアリングも含めて）適法手続きによるヒアリングの争点となっていた件を民事訴訟に持ち込む権利を有します。訴訟は連邦地方裁判所に持ち込むことが可能です。民事訴訟は、上訴委員会の決定を受け取ってから暦日で 90 日以内に起こされる必要があります。適切なファイリングおよびその他の手続き規則へのコンプライアンス（法令遵守）を確実にし、民事訴訟を起こす権利を失わないようにするためには、少なくとも連邦民事訴訟規則およびお住まいの地域の裁判所の規則を参照し、弁護士に相談する必要があります。

弁護士費用

合衆国連邦裁判所は、個別障害者教育法で認められた行政措置または裁判の手続きに要した正当な弁護士費用は勝訴側へ償還されると裁定する場合があります。

おわりに

DoDEA ではこのガイドブックを通してあなた、すなわちご両親の皆様が親と子供に与えられた多くの権利をより明確に理解してもらえれば幸いです。DoDEA は国防総省訓令 1342.12 に従い子供に質の高い特殊教育サービスを提供する目標を立て、親と教育的パートナーシップを作ることに全力を注ぎます。子供の教育プログラムに関してさらに質問がある場合はいつでも子供の担任、および/または専門の教師、および学校関係者に遠慮なくご相談ください。